

品川区私道防犯灯維持管理要綱

制定 昭和61年 1月20日 区長決定 要綱第 4号

改正 平成10年10月13日 区長決定 要綱第76号

改正 平成28年 2月10日 区長決定 要綱第28号

改正 令和 3年 6月 8日 部長決定 要綱第185号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区の私道における交通の安全、犯罪の防止および生活環境の整備を図るため、区が設置した私道防犯灯の維持管理、新設および廃止について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路で常時一般交通の用に供されている私有地に設置された道路をいう。
- (2) 私道防犯灯 区が私道に設置した防犯灯をいう。

(維持管理)

第3条 私道防犯灯の維持管理については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽化等による建替および陳情、建築基準法に基づく移設、撤去については、現地確認を行い必要と認めた場合、区が実施する。
- (2) 私道防犯灯のランプ交換、故障修理等の維持修繕については、区が実施する。
- (3) 電気料金は、区が負担する。
- (4) 区民は私道防犯灯の不点灯等の故障を発見した際に区へ連絡することや、私道防犯灯に影響を与える樹木の剪定を行う等、私道防犯灯の機能維持に協力する。

(新設の申請)

第4条 私道防犯灯の新設を希望する者（以下「申請者」という。）は、私道防犯灯設置申請書（第1号様式）に、土地所有者および当該土地の権利者が私道防犯灯設置のために当該土地を無償で提供することを承諾する書類（第2号様式）を添えて区長に申請しなければならない。

(新設の基準)

第5条 この要綱により私道防犯灯を新設する私道は、集合住宅の敷地内道路、寺社邸内または駐車場とみなされる私道ではないことおよび次の要件を備えなければならない。

(1) 通りぬけできる私道は、幅員1.2メートル以上、延長20メートル以上であること。行き止まりの私道の場合は、幅員1.2メートル以上、延長10メートル以上および5戸以上の利用に供されていること。

(2) 前号に定めるもののほか、区長が特に公益上必要があると認めたもの。

(廃止の基準)

第6条 街路灯との重複設置や住環境の変化により、設置当初の目的に対し十分な役割を果たさない私道防犯灯については、区は適宜廃止することができる。

(設置基準)

第7条 私道防犯灯の設置基準は、次の各号に定めるところによる。但し光源、設置間隔および高さについては道路の事情（屈曲、行き止まり）等により調整することができる。

(1) 光源 消費電力20W以下のLED灯または蛍光灯等の省エネ型のものとする。

(2) 設置間隔 2.5メートルを標準とする。

(3) 高さ 4.5メートルを標準とする。

(4) 設置方法 原則として、電力・電話・ケーブルTV会社等の電柱を利用した共架方式とし、共架柱がない場合は自立方式により設置する。

(5) 標示板 私道防犯灯には管理番号を表示した標示板を取り付ける。

(6) 点滅方法 自動点滅方式とする。

(7) 色彩 緑色（品川区指定色）を原則とする。

(新設の決定)

第8条 区長は、第4条の申請があった場合において、当該私道防犯灯を設置することと決定したときは、その旨を申請者に連絡する。

(設置台帳)

第9条 私道防犯灯を新設、変更および廃止をした場合は、速やかに私道防犯灯設置台帳を修正し、保管しなければならない。

付 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 品川区私道防犯灯整備要綱は昭和61年3月31日で廃止する。

付 則

この要綱は、区長決定の日より施行し、平成10年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日より施行し、平成28年2月15日から適用する。

付 則

この要綱は、部長決定の日より施行し、令和3年6月18日から適用する。

私道防犯灯設置申請書

年 月 日

品川区長 宛

申請者

住 所 _____ 丁目 番 号

氏 名 _____

品川区私道防犯灯維持管理要綱に基づき、下記のとおり私道防犯灯の設置を申請します。

記

- 1 設置場所 品川区 _____ 丁目 番 号先 外 箇所
- 2 設置数 _____ 基
- 3 添付書類 (1) 承諾書（第2号様式）
(2) 案内図（書式自由）

